

令和元年9月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成28年(行ウ)第6号 公金(政務調査費)違法支出金返還請求事件(甲事件)
平成28年(行ウ)第7号 公金(政務調査費)違法支出金返還請求事件(乙事件)
口頭弁論終結日 令和元年5月15日

5 判 決

和歌山県田辺市

原 告

和歌山市

同

10 上記両名訴訟代理人弁護士 阪 本 康 文
同 芝 野 友 樹
同 森 崎 有 治

和歌山市小松原通1丁目1番地

被 告 和歌山県知事

15 同訴訟代理人弁護士 仁 坂 吉 伸
同 川 崎 祥 記
同 片 山 賢 志
同 馬 場 智 厳
同 前 川 典 彦

20 同 指定代理人 井 邊 正 人
同 神 川 充 夫
同 岩 谷 隆 哉
同 吉 田 恵 美 子

主 文

- 25 1 被告は、淺井宏吉に対し、89万0880円を支払うよう請求せよ。
2 被告は、淺井里好に対し、89万0880円を支払うよう請求せよ。

- 3 被告は、浅井康雄に対し、89万0880円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、井出益弘に対し、71万0129円を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、尾崎要二に対し、163万4524円を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、坂本登に対し、63万9069円を支払うよう請求せよ。
- 5 7 被告は、長坂隆司に対し、143万6684円を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、尾崎太郎に対し、48万0833円を支払うよう請求せよ。
- 9 被告は、新島雄に対し、153万5890円を支払うよう請求せよ。
- 10 被告は、藤山将材に対し、185万7689円を支払うよう請求せよ。
- 11 被告は、山田正彦に対し、179万7999円を支払うよう請求せよ。
- 10 12 被告は、吉井和視に対し、168万4931円を支払うよう請求せよ。
- 13 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 14 訴訟費用は、甲事件、乙事件を通じてこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

事実及び理由

15 第1 請求

1 甲事件

- (1) 被告は、浅井宏吉に対し、89万5245円を支払うよう請求せよ。
- (2) 被告は、浅井里好に対し、89万5245円を支払うよう請求せよ。
- (3) 被告は、浅井康雄に対し、89万5245円を支払うよう請求せよ。
- 20 (4) 被告は、仁坂吉伸に対し、284万2755円を支払うよう請求せよ。

2 乙事件

- (1) 被告は、井出益弘に対し、98万5411円を支払うよう請求せよ。
- (2) 被告は、尾崎要二に対し、164万0784円を支払うよう請求せよ。
- (3) 被告は、坂本登に対し、114万1098円を支払うよう請求せよ。
- 25 (4) 被告は、長坂隆司に対し、163万7895円を支払うよう請求せよ。
- (5) 被告は、尾崎太郎に対し、48万0833円を支払うよう請求せよ。

- (6) 被告は、谷洋一に対し、157万8879円を支払うよう請求せよ。
- (7) 被告は、新島雄に対し、157万0029円を支払うよう請求せよ。
- (8) 被告は、藤山将材に対し、227万8476円を支払うよう請求せよ。
- (9) 被告は、山田正彦に対し、180万6211円を支払うよう請求せよ。
- 5 (10) 被告は、吉井和視に対し、235万4379円を支払うよう請求せよ。
- (11) 被告は、仁坂吉伸に対し、890万8398円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

甲事件は、和歌山県の住民である原告らが、和歌山県議会議員であった亡淺井修一郎が平成21年度から平成24年度までの各年度に交付を受けた政務調査費につき、同人の収支報告書上「事務所費」、「事務費」及び「人件費」(以下「事務所費等」と総称する。)に計上された支出には、和歌山県政務調査費の交付に関する規程(乙2。以下「本件規程」という。)所定の使途基準(4条別表第2、以下単に「使途基準」という。)に適合しないものが含まれているから、被告は、①消滅時効が完成していない平成23年度(議員改選後である同年5月以降分に限る。)及び平成24年度については亡淺井修一郎の相続人ら(淺井宏吉、淺井里好及び淺井康雄)に対して各法定相続分(3分の1)に応じた不適合な支出について不当利得返還請求権をそれぞれ行使すべきであり、②消滅時効が完成した平成21年度、平成22年度及び平成23年度(上記改選前である同年4月分に限る。)についてはその請求を怠った和歌山県知事である仁坂吉伸(以下「仁坂知事」という。)に対して不法行為に基づき消滅額相当額の損害賠償請求権行使すべきであると主張して、請求の趣旨記載の各相手方に同記載の額の各金員の支払を請求することを求める住民訴訟である。

乙事件は、原告らが、和歌山県議会議員10名(別表1の「議員名」欄記載の者。ただし、亡淺井修一郎を除く。)が平成22年度から平成24年度までの各年度に交付を受けた政務調査費につき、同様の理由により、被告は、①平成23年

度（同年5月以降分に限る。）及び平成24年度については上記各議員に対して不適合な支出について不当利得返還請求権を行使すべきであり、②消滅時効が完成した平成22年度及び平成23年度（同年4月分に限る。）については仁坂知事に対して不法行為に基づき消滅額相当額の損害賠償請求権を行使すべきであると主張して、請求の趣旨記載の各相手方に同記載の額の各金員の支払を請求することを求める住民訴訟である。

2 法令の定め

別紙「法令の定め」のとおり。なお、会派に関する部分は省略する。

3 前提事実（証拠等を掲記した事実を除くほかは、当事者間に争いがない。枝番
10 は省略することがある。）

(1) 当事者等

ア 被告は、和歌山県知事（以下、単に「知事」という。）である。

仁坂知事は、遅くとも平成22年3月以降現在まで知事の職にある。

イ 原告らは、和歌山県の住民である。

ウ 亡淺井修一郎、井出益弘、尾崎要二、坂本登、長坂隆司、尾崎太郎、谷洋一、新島雄、藤山将材、山田正彦、吉井和視（別表1の「議員名」欄記載。以下「亡淺井議員」、「井出議員」などといい、併せて「本件各議員」と総称する。）は、いずれも少なくとも平成19年度から平成24年度において、和歌山県議会の議員であったものである。

20 亡淺井議員は、平成29年3月23日死亡したところ、相続人は、その子らである淺井宏吉、淺井里好及び淺井康雄であり、法定相続分は各自3分の1ずつである（甲59～69）。

(2) 和歌山県における運用マニュアルの定め

ア 運用の手引きについて

25 和歌山県は、平成17年8月5日、「和歌山県政務調査費運用の手引き」（以下「本件手引き」という。）を制定し、その後、適宜改正している。平成

21年度から平成24年度までの本件手引きには、共通して、次の記載があった（甲78、乙7、9）。

(ア) 按分に当たっての指針

議員（会派）の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等、多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられる。この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行うこととする。

(イ) 事務所費

賃貸している事務所が、後援会事務所との併用となっている場合、按分により政務調査費の充当額を算出することとする。（中略）自己所有の事務所を賃貸しているものとして賃借料を政務調査費で支出することについても、支出の対象としないものとする。

(ウ) 事務費

携帯電話を含めた電話料金は通信費として政務調査費を充当することができるが、政務調査専用の電話を所有していない限り、政務調査とその他の使用の割合を勘案して按分により政務調査費の充当額を算出することとする。また、この場合の基本使用料は政務調査費の充当は行わないものとする。

(エ) 人件費

人件費における政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるものとし、勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合は、政務調査にあたる従事割合を勘案して按分により政務調査費の充当額を算出するものとする。

イ 運用の手引き細則について

和歌山県は、平成20年2月15日、「政務調査費運用の手引き細則」（以下「本件細則」という。）を作成した。本件細則の議員交付分に関する該当か

所には、次の記載がある（甲78）。

(ア) 事務所費

a 基本的な考え方

後援会事務所と共に用の場合は、可能な限り事務所の賃貸契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続的に困難な場合は、現に調査研究活動に充てられている実体に応じて按分することになる。その場合は、後援会からの領収・請求書のほか全体が明らかになる書類を備えるなど後援会の運営費に充当されているという住民の誤解を招来しないよう留意する必要がある。

自己所有（家族名義を含む。）の場合は賃借料を政務調査費で支出することは不適当である。

光熱水費及び電話代等通信費については、家族用と分離することが望ましいと考える。

b 事務所の賃借料

家族名義の場合事務所として実態を有し、賃借料の発生があれば認められる（ただし、同一生計の場合を除く。）。

使用実態が明らかでない場合は、後援会がある場合には1／2、政党事務所を兼ねている場合には1／3とする。

(イ) 事務費

a 基本的な考え方

議員活動は多面性を有するので、按分して支出せざるを得ない。按分率は個人により異なる。

考え方は、事務所費の按分の際と同じである。

b 通信費（固定電話・携帯電話使用料・切手代等）

通信費の電話料金は使用実態に応じて按分する。自宅の場合の固定電話の基本料金は充当不可。

電話料金は、使用実態が明らかでない場合は、私用、後援会と按分して1／4、後援会がない場合は私用と1／2に按分して認める。

(ウ) 人件費

専ら政務調査活動に従事しているのであれば全額支給できると考える
5 が、常時雇用において他の用務にも従事している場合は按分すべきものと
考える。

(3) 政務調査費の交付、精算及び収支報告書

和歌山県は、平成19年度から平成24年度まで、本件各議員に対し、本件
条例に従い、政務調査費を交付し、収支報告書の提出を受けていた。

10 このうち本件訴訟の対象となる平成22年度から平成24年度まで（亡瀬井
議員については、平成21年度から平成24年度まで）の期間につき、和歌山
県は、本件各議員に対し、別表1の「交付額」欄記載の額の政務調査費を交付
し、これに対し、本件各議員は、同「報告書提出日」欄記載の日に、和歌山県
に対し、支出額に同「支出額」欄記載の額が記載されている収支報告書を提出
15 した上で、収支報告書上の支出額が交付額を下回った時は同「残余額」欄記載
の額を返還した（弁論の全趣旨）。

上記収支報告書に記載された事務所費等の支出額は、別表2の「政務調査費」
欄記載のとおりである。

なお、和歌山県議会においては、平成23年4月に議員の任期満了による一
般選挙が行われているため、同年度の政務調査費は、同月分と、翌5月以降分
20 で、別途、交付・清算手続がなされている（弁論の全趣旨。以下、前者を「平
成23年度（4月分）」、後者を「平成23年度（5月分以降）」という。）。

(4) 先行訴訟について

ア 第1次訴訟

25 原告畠中正好ほか4名は、平成14年度から平成17年度までの各年度に
本件各議員を含む和歌山県議会議員40名に交付された政務調査費につき

違法支出があったと主張して、被告に対し、上記各議員（死亡した議員の相続人らを指すこともある。本項及びイにおいて同じ。）に不当利得返還請求をすることを求める住民訴訟を提起し、和歌山地方裁判所は、平成25年1月29日、一部認容判決を言い渡した（甲18の1）。

同判決について、被告及び補助参加人（一部の議員ら）は控訴を提起したところ、大阪高等裁判所は、平成26年1月30日、被告の控訴及び同訴訟における原告ら（被控訴人ら）の控訴審における訴えの変更に基づき原判決を変更の上、一部認容判決を言い渡した（甲18の2。以下「第1次訴訟判決」という。）。同判決は、その後確定した。

10 イ 第2次訴訟

原告畠中正好ほか2名は、和歌山県議会議員13名（本件各議員のうち、亡淺井議員、井出議員、尾崎議員、坂本議員及び長坂議員が含まれる。）に交付された平成18年度の政務調査費につき違法支出があったと主張して、被告に対し、上記各議員に不当利得返還請求をすることを求める住民訴訟を提起し、和歌山地方裁判所は、平成26年10月24日、一部認容判決を言い渡した（甲19の1）。

同判決について、同訴訟の原告ら及び被告はいずれも控訴を提起したところ、大阪高等裁判所は、平成27年7月30日、被告の控訴に基づき、原判決を変更の上、一部認容判決を言い渡した（甲19の2。以下「第2次訴訟判決」という。）。同判決は、その後確定した。

20 (5) 本件訴訟経過

ア 甲事件

(ア) 監査請求

原告らは、平成28年3月29日、監査委員に対し、亡淺井議員に平成19年度から平成24年度までの各年度に交付された政務調査費につき違法支出があったとして、監査請求をした（甲16）。

監査委員は、原告らに対し、平成28年5月27日付で、平成24年度分については意見の一致を見ることができなかつたとした上で、その余の年度については一部を却下し、その余を棄却する旨の監査結果を通知した（甲17、弁論の全趣旨）。

5 (イ) 訴訟提起

原告らは、甲事件に係る訴えを平成28年6月24日に提起した（当裁判所に顕著な事実）。

イ 乙事件

(ア) 監査請求

10 a 原告らは、平成28年5月19日、監査委員に対し、井出議員、尾崎議員、坂本議員及び長坂議員を含む和歌山県議会議員ら9名（いずれも上記(4)イの相手方）に平成19年度から平成24年度までの各年度に交付された政務調査費について違法支出があつたとして、監査請求をした（甲55）。

15 監査委員は、同年7月8日付け書面により、原告らに対し、一部を却下し、その余は棄却する旨の監査結果を通知した（甲56）。

b 原告らは、平成28年5月19日、監査委員に対し、平成18年度から平成24年度までの各年度に尾崎議員、谷議員、新島議員、藤山議員、山田議員及び吉井議員を含む和歌山県議会議員ら12名（いずれも上記(4)イの相手方ではない。）に交付された政務調査費について違法支出があつたとして、監査請求をした（甲57）。

監査委員は、原告らに対し、同年7月8日付で、一部を却下し、その余は棄却する旨の監査結果を通知した（甲58）。

(イ) 訴訟提起

25 原告らは、乙事件に係る訴えを平成28年7月29日に提起した（当裁判所に顕著な事実）。

ウ 訴訟告知（当裁判所に顕著な事実）

本件訴訟に関して被告が地方自治法242条の2第7項に基づき本件各議員（甲事件については亡淺井議員）に対して訴訟告知について、訴訟告知書副本の送達は、いずれも平成28年10月1日から同月16日までの間になされた。

5

(6) 政治資金収支報告書の内容

10

別表2の「政治資金収支報告書」、「政治団体名」欄記載の各政治団体は、第1次訴訟判決又は第2次訴訟判決において、当該議員の政務調査事務所に併設されていると認定された政治団体（政治資金規正法3条1項所定の政治団体をいう。以下同じ。）である（甲18、19、弁論の全趣旨）。

15

上記各政治団体が、平成22年から平成25年までの間に（亡淺井議員に関する政治団体については平成21年から平成25年までの間に）、和歌山県選挙管理委員会に対して提出した政治資金収支報告書（同法12条1項の報告書をいう。以下同じ。）に記載された項目別の支出金額のうち、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」及び「事務所費」（政治資金規正法施行規則7条2項参照）は、同表の「政治資金収支報告書」の各欄記載のとおりである。

20

なお、同表の「年度換算値」は、原則として、当年の額に12分の9を乗じた額と翌年の額に12分の3を乗じた額の合計である（例えば、平成21年度欄には、平成21年の額に12分の9を乗じた額と、平成22年の額に12分の3を乗じた額の合計である。）。ただし、平成23年度（4月分）は、平成23年の額に12分の1を乗じた額であり、平成23年度（5月以降）は、平成23年の額に12分の8を乗じた額と平成24年の額に12分の3を乗じた額の合計である。

4 争点

25

(1) 本件各議員が政務調査費からした事務所費等の支出に、使途基準に適合しないものが含まれているか否か・・・争点1

- (2) 不当利得額の算定方法・・・争点 2
- (3) 不当利得返還請求権の消滅時効期間・・・争点 3
- (4) 仁坂知事の故意過失の有無・・・争点 4

5 争点に係る当事者の主張

5 (1) 争点 1について

(原告らの主張)

ア 使途基準適合性の判断枠組み

(ア) 主張

a 政務調査事務所に併設団体があり、政務調査活動以外の活動に併用されていたという事実があれば、その使用実態が明らかでない限り、当該事務所は、政務調査活動以外のためにも使用されたと推認できる。したがって、当該事務所に関して支出された事務所費等は、類型的一般的に政務調査活動以外の目的のためにも使用されたと推認できる。

そして、政務調査事務所と併設団体の経費額等に、類型的一般的に大小を設けるべき理由はないから、特段の事情のない限り、事務所費等を事務所数で按分して、政務調査活動に用いられた費用を算出することは合理性がある。

したがって、収支報告書記載の事務所費等の額を、事務所数（1+併設団体数）で按分した額が、政務調査費から支出可能な額になると解すべきであり、政務調査費から当該金額を超える支出がされている場合は、当該部分は違法となる。

b ただし、併設団体に、政治資金収支報告書を提出している政治団体が含まれている場合は、収支報告書記載の事務所費等の額に、各政治資金収支報告書の「事務所費」、「光熱水費」、「人件費」及び「備品・消耗品費」に計上された金額を対応する費目に加算している。なお、政治資金収支報告書は暦年単位で作成されているため、前記前提事実(6)の方法で、

年度換算している。

(イ) 被告の主張について

- a 住民にとって、政務調査事務所における併設団体の事務所費等の支出状況を把握することは不可能といつても過言ではないにもかかわらず、
5 住民である原告らが併設団体の事務所費等を主張立証できない限り、支出が全て適法になるというのは、明らかにおかしな結論である。被告が併設団体にも支出が存すると主張するのであれば、本件各議員が補助参加して主張立証するか、被告において立証すべきであって、それがない限り、上記(ア)の方法で按分するのが相当である。
- b 本件で問題とされている事務所費、事務費、人件費は、調査研究活動そのものにかかる支出ではなく、支出内容を明らかにしても調査研究活動の目的や内容を明らかにすることにはならない。したがって、本件各議員側に、按分率を立証するために、調査研究活動の目的や内容を明らかにすることを余儀なくされるような立証責任を負わせることには
10 ならない。
- c 本件条例9条4項によれば、一定の場合には、監査委員や、知事を含む執行機関に使途基準適合性を審査する権限があると解される。

イ 本件各議員の利用状況・按分率

「政治団体」は、後援会及び政党支部については省略する。

(ア) 亡淺井議員について

a 事務所の状況

20 亡淺井議員は、平成21年度から平成24年度までにおいて、自宅とは別の場所にある建物に政務調査用事務所（以下「亡淺井事務所」という。）を設けていたところ、この建物の2階には代表取締役を亡淺井議員が務めており、取締役及び監査役も亡淺井議員の親族が務めていた株式会社である株式会社淺井が事務所を置いており、また、同建物には、
25

①後援会及び②「自由民主党和歌山県有田市第一支部」が併設されていた。

被告は、①亡淺井事務所は、上記建物の1階に設置されており、株式会社淺井の事務所が併設されていた事実はない、②後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は自宅に設けられていた旨主張する。しかし、かかる主張は第1次訴訟において排斥されている。

5 b 事務所費について

亡淺井議員は、株式会社淺井に対して亡淺井事務所の賃料を支払っていたところ、当該支払は実質的に亡淺井議員の利益になるものであるから、全額が違法支出である。

10 c 事務費及び人件費について

亡淺井事務所には、3団体が併設されていたため、事務費及び人件費として、各年度ごとに4分の1を超える部分は違法支出である。

15 (イ) 井出議員について

a 事務所の状況

井出議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅とは別の場所にある建物に政務調査用事務所（以下「井出事務所」という。）を設けており、この建物では、①「和歌山総合コンサルタント」の名称により宅建業が経営されていたほか、②後援会、③政治団体「井出益弘を育てる会」、④政治団体「ますひろ会」、⑤「自由民主党紀北支部」、⑥「和歌山経営者連絡研究会」及び⑦行政書士井出益弘事務所が併設されていた。

なお、先行訴訟では、併設団体等として①から⑥までのみが認定されている。もっとも、井出議員の行政書士業務を行う事務所の所在地として、和歌山県行政書士会のホームページでは、政務調査用事務所と同じ住所が登録されている。また、井出議員は、先行訴訟において、「和歌山

総合コンサルタントの名称で、30年前から、行政書士業務及び宅建業を営んでいる」と供述していたものの、①に関して井出議員の経営する有限会社和歌山総合コンサルタント（その後、「有限会社いりますテクノ」、「株式会社いります」に、順次商号変更。）は行政書士法人ではないから、行政書士業はこれとは別に行っていたものと評価できる。そうすると、本件対象年度においては、先行訴訟が認定した併設団体に⑦が加わり、併設団体は7団体である。

b 主張

井出事務所には7団体が併設されているから、事務費及び人件費について、各年度ごとに8分の1を超える部分は違法支出である。

(ウ) 尾崎議員について

a 事務所の状況

尾崎議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅に政務調査用事務所（以下「尾崎事務所」という。）を設けており、同事務所には、①後援会、②「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び③政治団体「要政会」が併設されていた。

b 主張

尾崎事務所には3団体が併設されているから、事務費及び人件費について、各年度ごとに4分の1を超える部分は違法支出である。

(エ) 坂本議員について

a 事務所の状況

坂本議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅とは別の場所にある建物3か所に政務調査用事務所を設けていた（①和歌山県日高郡みなべ町南道352、②同郡日高町荊木13、③同郡美山村初湯川20。以下、番号に応じて「坂本事務所①」などという。）。

坂本事務所①には、先行訴訟では、後援会、株式会社坂本農園（以下

「坂本農園」という。) 及び株式会社坂本建設(以下「坂本建設」という。)が併設されていることが認定されているところ、平成21年3月31日以降は、「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」も併設されていた。

さらに、坂本議員は、坂本事務所②の平成25年度の電気代について政務活動費に70パーセントのみを計上している。したがって、平成22年度ないし平成24年度についても、坂本事務所②には、名称不明の併設団体があったものと推認できる。

b 主張

坂本事務所①ないし③につき、どの事務所でどの程度の政務調査費が支出されたか不明であるから、事務所費、事務費及び人件費について、各年度ごとに12分の7(①3分の1×5分の1+②3分の1×2分の1+③3分の1)を超える部分は違法支出である。

(才) 長坂議員について

a 事務所の状況

長坂議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅と同一敷地内のビル内に政務調査用事務所(以下「長坂事務所」という。)を設けており、同事務所には、①後援会、②政治団体「長坂政策研究所」及び③テナント「リビングタカマツ」が併設されていた。

b 主張

長坂事務所には3団体が併設されているから、事務所費、事務費及び人件費について、各年度ごとに4分の1を超える部分は違法支出である。

(カ) 尾崎議員について

a 事務所の状況

尾崎議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅とは別の場所に政務調査用事務所(以下「尾崎事務所」という。)を設けてい

た。同事務所には、①「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び②太成会が併設されていた。

なお、平成17年度までは、太成会は、別に2人を雇用していたから、平成18年度以降も、別に2人を雇用していたものと推認するのが相当である。

5

b 主張

尾崎事務所には2団体が併設されているから、事務所費及び事務費については各年度ごとに3分の1を超える部分は違法支出であり、人件費については各年度ごとに2分の1を超える部分は違法支出である。

10

(キ) 谷議員について

a 事務所の状況

(a) 谷議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅に政務調査用事務所（以下「谷事務所」という。）を設けており、同事務所には、①後援会、②「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」が併設されていた。

15

(b) なお、谷議員は、平成20年以降、①及び②の所在地を、別の場所で届け出ている。しかし、谷議員が第1次訴訟で提出した陳述書には、平成16年度及び平成17年度当時も電話代及びFAX代については50%を計上していたと記載しているところ、平成25年度の政務活動費に関して添付した電話及びFAX（並びに水道料）についても50%を計上している。

20

そうすると、第1次訴訟と同様に、平成21年度ないし平成24年度においても、谷事務所において、当該2団体の活動が行われていたものと推認できる。

25

b 主張

谷事務所には2団体が併設されているから、事務費及び人件費につい

て、各年度ごとに3分の1を超える部分は違法支出である。

(グ) 新島議員について

a 事務所の状況

新島議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅に政務調査用事務所（以下「新島事務所」という。）を設けており、同事務所には、①政治団体「維新会」、②「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」が併設されていた。

b 主張

新島事務所には2団体が併設されているから、事務費及び人件費について、各年度ごとに3分の1を超える部分は違法支出である。

(カ) 藤山議員について

a 事務所の状況

藤山議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、和歌山県海南市名高536-13-11センタープラザ307号室に政務調査用事務所（以下「藤山事務所」という。）を設けており、同事務所には、届出のない政治団体が併設されていた。

b 主張

藤山事務所には1団体が併設されているから、事務所費、事務費及び人件費について、各年度ごとに2分の1を超える部分は違法支出である。

(コ) 山田議員について

a 事務所の状況

山田議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅とは別の場所に政務調査用事務所（以下「山田事務所」という。）を設けており、同事務所には、①後援会、②「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」（「自由民主党和歌山県紀の川市第一支部」に変更）が併設されていた。

b 主張

山田事務所には2団体が併設されているから、事務所費、事務費及び人件費について、各年度ごとに3分の1を超える部分は違法支出である。

(サ) 吉井議員について

a 事務所の状況

吉井議員は、平成22年度から平成24年度までにおいて、自宅とは別の場所に政務調査用事務所（以下「吉井事務所」という。）を設けており、同事務所には、①後援会「吉井和視後援会」、②政治団体「新和政策調査会」及び③「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」が併設されていた。

b 主張

吉井事務所には3団体が併設されているから、事務所費、事務費及び人件費について、各年度ごとに4分の1を超える部分は違法支出である。

ウ 具体的算定

以上によれば、本件各議員が平成22年度から平成24年度まで（亡瀬井議員については平成21年度から平成24年度まで）の期間に政務調査費からした人件費等の支出のうち、「違法支出分」欄記載の部分は、違法支出である。

(被告の主張)

ア 使途基準適合性の判断枠組み

(ア) 政務調査費制度の趣旨に照らすと、議員が、本件条例及び本件規定、さらには本件手引きに則って収支報告書を提出している以上、政務調査費は収支報告書記載のとおりに適法に支出されたものと推定される。

そして、本件手引きは、政務調査事務所が政務調査活動以外の活動に併用されていた場合であっても、政務調査費を事務所費、事務費及び人件費に充当するに当たっては、単純に活動の個数に応じた頭割りによる按分率で充当を認めていたものではなく、使用実態及び勤務実態に応じた按分率

で充当することを認めていたものである。

したがって、政務調査事務所が政務調査活動以外の活動にも併用されていたことだけを理由として、政務調査費のうち、活動の個数に応じた頭割りにより算出された充当額を超える部分が違法支出と主張する原告らの請求は、何ら理由のないものである。
5

(イ) 原告らの主張について

a 政務調査費の支出に関し、被告に調査権限はないし、被告が有している資料は、収支報告書及びこれに添付された領収証等だけであり、併設

団体の事務費や人件費に関する資料は何も有していない。したがって、
10 証拠資料の偏在という事情もない。

b 収支報告書の記載上、政務調査活動と併設団体の活動の双方に要した事務費及び人件費の総額は全く不明であり、さらに、収支報告書に記載された事務費及び人件費の金額が按分後の金額であるかもしれない。

それにもかかわらず、原告らが、何らの根拠もなく、収支報告書に記載された事務所費等の金額（又はこれに政治資金収支報告書に記載された事務所費等の金額を加算した額）が、政務調査活動と併設団体の活動の双方に要した事務費及び人件費の総額であるという前提で、按分率を超える支出が違法であると主張するだけで、当該違法が認められるということの方が、明らかにおかしな結論である。
15

c 原告らは、事務所費等の按分率を立証したとしても、調査研究活動の目的や内容が明らかになると主張する。しかし、併設団体のある政務調査事務所について、按分率を立証するためには、当該政務調査事務所において、いつ、どのような活動を、どのような割合で行っていたかを説明しなければならず、当該活動の目的や内容を明らかにしなければ不可能である。
20

d 政治資金収支報告書は、その文書としての性質上、その記載内容は正

確になされているものと解すべきであって、当該記載内容が虚偽であることを推認させる特段の事情がない限り、同報告書には真実が記載されていると解すべきである。そして、原告らの主張は、政治団体の活動のために支出された事務所費等が、政治資金収支報告書に記載された金額以外にも存在するというものであって、当該政治資金収支報告書が虚偽であると決めつけるものであるところ、原告らは、上記特段の事情を主張立証していないのであるから、かかる主張は当を得ない。

イ 本件各議員の利用状況・按分率

事務所の状況は、次に述べるほかは、不知。按分率は争う。

(ア) 亡淺井議員について

亡淺井事務所は、株式会社淺井が所有する建物の1階部分を賃借していたものであり、同建物の2階部分にある同社の事務所とは場所的・空間的に明確に区別されていた。

また、亡淺井議員の後援会及び自由民主党和歌山県有田市第一支部は、自宅が事務所所在地として和歌山県選挙管理委員会に届けられていたところ、自由民主党和歌山県有田市第一支部には活動実体はなく、後援会は自宅1階の1室に設けられていた。

以上のとおり、亡淺井事務所に、他の事務所が併設されていた事実はない。

(イ) 井出議員について

有限会社和歌山総合コンサルタント（有限会社いでますテクノ、株式会社いでます）の目的には経営コンサルタント業務及びこれに付帯又は関連する一切の業務が含まれている。

井出議員は、平成22年当時、「和歌山総合コンサルタント」の名称で行政書士業務を行っていると説明しており、同議員が、同社の経営コンサルタント業務に付帯又は関連して、行政機関への各種申請、届出手続を業と

して行っていることは明らかである。

(ウ) 谷議員について

平成20年度以降、谷議員は「谷洋一後援会」及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」の事務所を、谷事務所が置かれている自宅とは別の場所として和歌山県選挙管理委員会に届けており、政務調査用事務所に併設団体の事務所が存在するという原告らの主張には根拠がない。

なお、谷議員は、事務費として、水道代に50%の按分率で平成25年度政務活動費を支出しているが、これは、政務調査（活動）用事務所が自宅に置かれているため、その活動実態に応じて按分支出したものと解されるのであり、併設団体の事務所が存在することの根拠にならない。

10

(2) 争点2について

(原告らの主張)

地方自治法、本件条例等において、収支報告書の提出や会計帳簿の作成が求められているのは、政務調査費がその支出基準に適合しているか否か一見して判断できるようにその支出内容を明らかにすることで、政務調査費の支出の透明性を確保することにあると解される。したがって、上記趣旨からは、収支報告書上、支出総額のうちのどの部分について政務調査費を充てるのかを明らかにすることが求められているというべきである。

よって、政務調査費の交付を受けた議員において、使途基準に適合しない支出が存在する場合は、全額が不当利得になると解すべきである。

20

(被告の主張)

本件条例及び本件規程の下では、仮に収支報告書記載の支出のうちに使途基準に適合しないものが計上されていたとしても、当該年度において、使途基準に適合する収支報告書記載の支出総額が、政務調査費の交付額を下回ることとならない限り、政務調査費の交付を受けた議員が、政務調査費を法律上の原因なく利得したことにならない。

25

したがって、仮に使途基準に適合しない支出があったとしても、収支報告書記載の支出額が政務調査費交付額を上回っている場合には、当該超過部分を控除する必要がある。

(3) 争点 3について

5 (原告らの主張)

政務調査費に係る不当利得返還請求権の消滅時効期間は、地方自治法 236 条 1 項前段により 5 年間と解される。

本件の訴訟告知は平成 28 年 10 月になされているところ、消滅時効の起算日は、収支報告書提出日の翌日であるから、平成 23 年度（同年 5 月分以降に限る。）及び平成 24 年度の政務調査費については消滅時効は完成していない。よって、原告らは、被告に対し、本件各議員らに不当利得返還請求することを求める。

他方、平成 18 年度から平成 23 年度（同年 4 月分に限る。）の政務調査費については消滅時効が完成している。よって、原告らは、被告に対し、仁坂知事に損害賠償請求することを求める。

15 (被告の主張)

①使途基準に抵触する政務調査費の支出に係る不当利得返還請求権について 5 年の消滅時効を認め権利義務を早期に確定させてしまうと、かえって政務調査費に係る予算執行の適正化を図る目的に反する結果を招くことになること、②不当利得返還請求権は民法に発生根拠を有する私法上の債権であることに照らすと、違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求権の消滅時効は、民法 167 条 1 項により 10 年間と解される。

原告らの主張のうち最も古い不当利得返還請求権は、平成 18 年度政務調査費に関するものであり、その消滅時効の起算点は概ね平成 19 年 4 月末頃であるから、消滅時効は成立していない。よって、仮に本件各議員に政務調査費の違法支出があったとしても、仁坂知事に対する損害賠償請求権は成立し得ない。

(4) 争点 4について

(原告らの主張)

5

ア 平成26年1月30日の第1次訴訟（控訴審）判決において、亡淺井議員の事務所費は全額違法であり、亡淺井議員の事務費及び人件費並びにその余の議員の事務所費、事務費及び人件費は、併設団体の頭数によって按分し、当該按分率を超える支出は違法であるという判断が確定した。

そして、平成26年7月30日の第2次訴訟（控訴審）判決でも、同様の判断が下されている。

10

以上によれば、仁坂知事は、本件で問題となる政務調査費の支出について、知事として先行訴訟の趣旨・内容を踏まえて、後年度の政務調査費（事務所費等）の支出が使途基準に適合しているか否かを調査確認して、不当利得返還請求権を行使することは極めて容易であった。かかる対応は、何ら議員に対する干渉ではなく、むしろ、確定した司法判断に即した処理をすることであるから、行政の長として行うべき責務があるというべきである。

15

したがって、仁坂知事は、和歌山県に対して、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

イ 被告の主張は、仁坂知事が責務を怠っていることを自認するに等しいとうべきである。

(被告の主張)

20

ア 本件条例及び本件規程の下において、知事が政務調査費の支出について調査権限を行使できる場合は、収支報告書の記載上、主たる支出の内訳に記載された支出内容が使途基準に合致していないことが明らかである場合や、収支報告書に添付された領収証等の写しが使途基準に合致しない支出に関するものであることが明らかな場合に限られると解すべきである。

25

本件において、上記のような事情は全く存在しないから、仁坂知事が、本件各議員の政務調査費の支出について、原告ら主張の内容の調査をする権限

は有しておらず、かつ、そのような調査をすることは許されない。

イ 原告らは、先行訴訟の判決が、①淺井議員が株式会社淺井に事務所賃料を支払うことが違法であるとした判断をしたこと、②事務所に併設団体がある場合にその頭数による按分率を超える支出は違法であるという認定をしたことを主張する。

しかし、先行訴訟で問題とされた政務調査費と、本件訴訟で問題となっている政務調査費の支出年度は異なっている。先行訴訟で認定された事実関係と同様の事実関係が存在したと推認するのは、司法機関である裁判所でなければなし得ない判断である。行政機関である地方公共団体の長が確たる証拠もなく政務調査費の違法支出を推認し、その返還を求めるなどを認めよう解釈は、政務調査活動に対する執行機関からの干渉を防止するという政務調査費制度の趣旨に明らかに反するものであり、被告にはそのような権限はない。

また、①は、何らの合理的理由もなく株式会社淺井の法人格を否認する明らかに誤った判断であり、②も含めて、別件の高裁判決では原告らの主張は否定されるなど、同種事案における裁判所の判断は分かれている。

したがって、仮に、仁坂知事が、本件各議員の政務調査事務所の併設団体数を調査することができたとしても、それをもって、本件各議員の政務調査費の支出が違法であることを認定するに足りる証拠資料を入手し得たとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 立証責任及び事実上の推定について

ア 地方自治法100条14項及び同条15項の政務調査費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその

使途の透明性を確保しようとしたものであるところ、地方自治法は、その具体的な内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねることとしているものと解される。

そして、上記規定を受けて定められた本件条例は、議員は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い使用しなければならない旨定めており（10条）、さらに、本件条例の委任を受けて定められた本件規程は使途基準を4条別表第2のとおり定めているところ、使途基準の内容について、上記の政務調査費の目的や趣旨に沿わないものとみるべき事情は見受けられない。したがって、ある支出が政務調査費の交付の対象になる支出か否かは、当該支出が使途基準に適合するか否かによって決すべきこととなる。

また、本件条例は、政務調査費の交付の決定及び収支報告書の提出は年度ごとに行う旨規定しているところ、地方自治法、本件条例及び本件規程は、政務調査費の使途を限定しているから、当該年度において議員が交付を受けた政務調査費につき、当該議員がその年度において使途基準に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる（この点については、後記2で詳述する。）。本件条例9条4項の規定は、このような場合に不当利得返還義務が発生することを明確にしたものであると解される。

イ　ところで、不当利得返還義務を基礎付ける具体的な事実、すなわち、ある議員が収支報告書に記載した支出の中に使途基準に適合しない支出があることについての主張立証責任は、原告らが負うものと解される。

もっとも、本件条例及び本件規程の下では、和歌山県の住民において、ある政務調査費に係る支出の内容、必要性につき、一般的、外形的事実を越えた具体的な事情についてまで把握することは事実上困難であり、他方において、本件訴訟について訴訟告知を受けた本件各議員において、支出の内容、必要性等を具体的に立証することは可能であることに鑑みると、原告らにお

いて当該支出が使途基準に反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実を主張立証した場合は、被告側がこれに適切な反証を行わない限り、当該支出が使途基準に適合しないものであることが事実上推認されることとなるというべきである。

5 ウ そして、前記前提事実のとおり、和歌山県は、政務調査費に関して本件手引き及び本件細則を作成しているところ、これらは、法規範性を有するものではないが、和歌山県において、議員による政務調査費の支出が使途基準に適合したものになるように留意すべき点等を整理した資料であり、議員の政務調査活動に関する一般的な実情を踏まえて作成されたものと考えられる
10 から、原告らが、本件各議員が收支報告書に計上した支出が使途基準に適合しない支出であると疑うに足りる一般的、外形的事実を立証したといえるか否かの判断に当たって参考にされるべきものである。

(2) 按分について

ア 一般に、県議会議員は、議員としての活動のほかに私的な経済的活動をしており、さらに、議員としての活動も、政務調査活動に属さない活動も含め多岐にわたる。そうすると、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されていれば、当該事務所は政務調査活動以外の活動の拠点としても利用され、そこでの支出には、政務調査活動に関するものと政務調査活動以外の活動に関するものが混在しているものと合理的に推認されるというべきであるから、政務調査費の公金としての性質に鑑み、この場合の政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行うのが相当である。
15
20

この点、前記前提事実のとおり、本件手引きも、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられ、この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分に
25

より行うこととするとの記載があり、上記に沿うものである。

イ 次に、具体的な算定方法について検討する。

(ア) 政務調査用事務所に併設された団体のする支出状況は、それが政治資金
5 収支報告書を提出している政治団体である場合を除き、原告らにおいて把
握することは困難であり、また、按分率を定める基礎となるべき活動実態
についても、同様であって、これらに係る証拠は本件各議員側に遍在する。

10 また、按分率に関しても、県議会議員の活動は多岐にわたり、日常的に
政務調査活動に属さない活動も広く行っていることからすると、政務調査
用事務所と併設された他の目的の事務所との活動規模や経費額等に類型的、
一般的に大小を設けるべき理由はなく、特段の事情がない限り事務所
の数で按分することには合理性があり、かつ、全証拠を総合しても、本件
議員らについて上記特段の事情はうかがえない。

15 しかも、証拠（甲19の2）及び弁論の全趣旨によれば、本件各議員を
含む和歌山県議会議員について過去の年度の政務調査費について本件と
同様の争点が争われた第1次訴訟判決及び第2次訴訟判決においては、政
務調査費からの事務所費等の支出について、収支報告書記載の各金額（た
だし、併設団体に、政治資金収支報告書を提出している政治団体が含まれ
ている場合は、各政治資金収支報告書の「事務所費」、「光熱水費」、「人件
費」及び「備品・消耗品費」に計上された金額を対応する費目に加算。）を、
20 事務所数（1+併設団体数）で按分した金額を超える部分は使途基準に適
合しないものと判断を示したものと認められるところ、原告らは、本件訴
訟において、これに沿う主張をしているものと理解できる。それにもかか
わらず、本件訴訟において、被告は、併設団体からの事務所費等に相当す
る経費の支出の有無及び額や、活動実態について、個別的な書証を一切提
出しておりらず、かつ、本件各議員においても、被告に補助参加して反証活
動をすることもない。

以上を総合すると、併設団体が存在する場合の政務調査費からの事務所費等の支出について、収支報告書記載の各金額（ただし、併設団体に、政治資金収支報告書を提出している政治団体が含まれている場合は、各政治資金収支報告書の「事務所費」、「光熱水費」、「人件費」及び「備品・消耗品費」に計上された金額を対応する費目に加算）を、事務所数（1+併設団体数）で按分した金額を超える部分の限度では使途基準に反する支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当であり、これについて被告側による的確な反証がない場合には、政務調査費の一部が、当該併設団体のための支出に充てられたものであって使途基準に反する支出であるものと認めるのが相当である。

(イ) 被告は、収支報告書の記載上、政務調査活動と併設団体の活動の双方に要した事務費及び人件費の総額は全く不明であり、さらに、収支報告書に記載された事務費及び人件費の金額が按分後の金額であるかもしれないと主張するが、上記に述べたところに照らせば、かかる抽象的な可能性が存在することをもって、上記(ア)の判断は左右されない。

また、被告は、併設団体のある政務調査事務所について、按分率を立証するためには、当該政務調査事務所において、いつ、どのような活動を、どのような割合で行っていたかを説明しなければならず、当該活動の目的や内容を明らかにしなければ不可能であると主張する。この点、上記(ア)にいう被告側による的確な反証がなされたか否かを判断するに際して、被告の主張する点に配慮しなければならない点では、かかる指摘には傾聴すべき点がある。しかし、上記(ア)の判断枠組の下でもそのような配慮を行うことは可能であると解され、本件においては、併設団体による支出の有無及び額も含めて何らの反証活動がなされておらず、この点を検討する余地はない。

このほか、被告は、政治資金収支報告書は、その文書としての性質上、

その記載内容は正確になされているものと解すべきであって、当該記載内容が虚偽であることを推認させる特段の事情がない限り、同報告書には真実が記載されていると解すべきであると主張する。この点、当該政治資金収支報告書には、当該政治団体の金銭等からなされた支出額が正確に記載されているという限度では、被告の主張は首肯できるが、少なくとも、併設団体による支出の有無及び額も含めて何らの反証活動がなされていない本件において、上記支出額が、当該政務調査事務所における政務調査活動や当該政治団体その他の併設団体の活動実態を踏まえた上での当該政治団体固有の支出として適切なものであるとまでみるのは不相当である。

なお、本件手引き及び本件細則も、事務所費等について、按分率について上限率を定めていないものの、このことは、少なくとも、併設団体による支出の有無及び額も含めて何らの反証活動がなされていない本件において、上記アの判断を左右するものではない。

(3) 個別検討

ア 亡淺井議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲1, 11, 15, 18~20, 24, 35~37, 73~77）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

浅井議員は、平成21年度から平成24年度において、株式会社浅井から、同社所有の建物のうち、1階部分を、賃料月額3万円で賃借し、政務調査用事務所（亡淺井事務所）として利用していた。

同所には、①株式会社浅井、②後援会及び③「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の各事務所も設置されていた。

b 株式会社浅井について

平成18年1月30日当時、株式会社浅井の役員は、亡淺井議員が代

表取締役、その妻及び子が取締役、母が監査役であり、平成27年11月27日時点でも、平成23年に母及び妻が死亡した点を除いて役員構成に変動はなく、亡淺井議員が代表取締役、その子が取締役であった。

c 政務調査費等の支出状況

5 亡淺井議員は、平成21年度から平成24年度において、亡淺井事務所の事務所費、人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

(イ) 事実認定の補足説明

被告は、後援会及び「自由民主党和歌山有田市第一支部」は自宅に設置されていた旨主張し、先行訴訟で提出された亡淺井議員作成の陳述書（甲10）にも同趣旨の記載がある。しかし、証拠（甲35から37）によれば、後援会及び自由民主党和歌山県有田市第一支部は、亡淺井事務所と同じ住所（有田市宮崎町2305番地）で届け出され、しかも、上記政務調査用事務所の建物には、後援会の看板が設置され、自由民主党の国会議員のポスターが貼られていたものと認められるから、亡淺井事務所には、後援会及び「自由民主党和歌山有田市第一支部」が併設されていたものと認めるのが相当である。これに反する被告の主張は採用できない。

(ウ) 事務所費について

前記前提事実によれば、本件細則は、事務所の賃料について「家族名義の場合事務所として実態を有し、賃借料の発生があれば認められる（ただし、同一生計の場合を除く。）」旨定めており、同一生計の家族名義の不動産に係る政務調査費の支出は、実際に賃料のやり取りのある実態のあるものであっても不相当とする内容になっている。

かかるところ、前記認定のとおり、亡淺井議員は、同族会社であり、かつ、同議員が少なくとも平成18年度から平成24年度まで代表取締役を務めていた株式会社淺井に対して事務所の賃料を支払ったものであり、こ

5 れは、同一生計の家族名義の事務所に対する賃料支払と同様に当該賃料支
払による利益が同議員に帰属することが疑われるというべきである。

10 以上によれば、亡淺井議員の株式会社浅井に対する賃料支出については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記事務所費の支出は使途基準に適合しない支出である
15 ものと認めるのが相当である。

(エ) 人件費及び事務費について

20 上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、亡淺井事務所に関して政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものというべきである。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

イ 井出議員について

(ア) 認定事実

25 前記前提事実、証拠（甲18～20、25、35、36、38、39、45）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

井出議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅とは別の場所にある建物に政務調査用事務所（井出事務所）を設けていた。

25 同所では、①「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士業及び宅建業が経営されていたほか、②後援会、③政治団体「井出益弘を育てる会」、④政治団体「ますひろ会」、⑤「自由民主党紀北支部」及び⑥政治団体「和歌山経営者連絡研究会」の各事務所も設置されていた。

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

井出議員は、平成22年度から平成24年度において、井出事務所の
人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政
務調査費を支出した。

5 井出議員の收支報告書上、人件費のうち、平成22年度及び平成23
年度（4月分）は按分率が明示されているが（前者は「按分40%」、後
者は「按分30%」）、平成23年度（5月以降）及び平成24年度は按
分したか否か明示されていない。また、平成24年度の事務費について
も按分の有無は明示されていない。

10 (イ) 判断

上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、井出事務所に関し
て政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2
の「当裁判所の判断」「支出許容額」を超える部分については、使途基準
に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証さ
れたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がな
い本件では、上記「当裁判所の判断」「支出許容額」を超える部分、すな
わち「当裁判所の判断」「不適合支出」欄記載の各支出については、使途
基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。なお、前記
認定事実によれば、年度によって人件費に関して按分率が明示されたも
のもあるが、これだけでは上記の判断を変更するには至らない。

20 これに対し、原告らは、行政書士井出益弘事務所による行政書士業務
は、有限会社和歌山総合コンサルタント名義による「和歌山総合コンサ
ルタント」による宅建業とは別に行っていたものと評価し、事務所数を
一つ加えて按分率を8分の1とすべきであると主張する。しかし、井出
議員は、先行訴訟において提出した陳述書（平成22年作成、甲45の
25 10）において、「和歌山総合コンサルタント」の名称で30年ほど前か

ら行政書士業務及び宅建業を営んでいた旨供述しているところである。そうすると、平成11年11月30日に「有限会社和歌山総合コンサルタント」が設立されて宅建業が法人成りしたこと（甲38）をもって、直ちに、按分率を定めるに当たって別の併設団体と評価すべきであるということはできない。よって、原告らの主張は採用できない。

5

ウ 尾崎議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20, 26, 35, 36, 40, 46）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

10

a 事務所の設置状況

尾崎議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅とは別の場所にある建物に政務調査用事務所（以下「尾崎事務所」という。）を設けていた。同所には、①後援会、②「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び③「要政会」の各事務所も設置されていた。

15

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

尾崎議員は、平成22年度から平成24年度において、尾崎事務所の入件費及び事務費に關し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

(イ) 判断

上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、尾崎事務所について政務調査費からなされた入件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

25

エ 坂本議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20, 27, 35, 36, 47）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

坂本議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅とは別の場所にある建物3か所に政務調査用事務所を設けていた（坂本事務所①ないし③）。

坂本事務所①と同じ場所には、①後援会、②株式会社坂本農園及び③株式会社坂本建設並びに④「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」の各事務所も設置されていた。

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

坂本議員は、平成22年度から平成24年度において、坂本事務所①ないし③の事務所費、人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

c 事実認定の補足説明

原告らは、坂本議員が、平成25年度には、坂本事務所②の電気代につき、政務活動費からは70%しか計上していないことを根拠に、平成21年度ないし平成24年度においても、同事務所には、何らかの併設団体があったものと推認できる旨主張する。しかし、平成25年度に新たに併設団体が設置された可能性を否定する根拠は何ら示されておらず、そのように推認することはできず、ほかに原告らの主張事実を認めると足りる証拠はない。

(イ) 判断

上記(ア)のとおり、坂本議員は、3つの政務調査事務所を設置しているところ、各事務所における政務調査費の支出状況について、差があることを

うかがわせる具体的な事情は見当たらないから、条理に従い、各事務所における支出が均等であることを前提に上記1(2)イ(ア)の判断枠組みを適用するのが相当である。

坂本事務所①には4つの併設団体があるところ、前記1(2)に説示したところによれば、坂本事務所①に関して政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出のうち、5分の1に係る部分を超える部分については、使途基準に適合支出しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものというべきである。

他方、坂本事務所②及び坂本事務所③については、いまだ、両事務所に関する政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出に、使途基準に適合支出しない支出が含まれていることを推認させる一般的、外形的事実は立証されておらず、原告からの主張もない。

そうすると、坂本議員の各事務所に関する政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「当裁判所の判断」「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「当裁判所の判断」「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「当裁判所の判断」「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

才 長坂議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20、28、36、48）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

長坂議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅と同一敷

地内のビルに政務調査用事務所（以下「長坂事務所」という。）を設けていた。

同所には、①後援会、②政治団体「長坂政策研究所」及び③テナント「リビングタカマツ」の各事務所も設置されていた。

5 b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

長坂議員は、平成22年度から平成24年度において、長坂事務所の事務所費、人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

10 (イ) 判断

上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、長坂事務所に関して政務調査費からなされた事務所費、人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

カ 尾崎議員について

(ア) 認定事実

20 前記前提事実、証拠（甲18～20、29、35、36、49）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

尾崎議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅とは別の場所に政務調査用事務所（尾崎事務所）を設けていた。

25 同所には、①「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び②「太成会」の各事務所も設置されていた。

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

尾崎議員は、平成22年度から平成24年度において、尾崎事務所の
人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政
務調査費を支出した。

5 c 先行訴訟の判断

第1次訴訟では、尾崎事務所における平成15年度から平成17年度
までの人事費に関する政務調査費の支出が問題とされていたが、判決で
は、太成会は独自に2名の者を雇用している旨認定された。

(イ) 判断

10 上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、尾崎事務所に関する
政務調査費からなされた事務所費、人件費及び事務費に係る支出のうち、
別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない
支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみる
のが相当である（なお、原告は、先行訴訟の判断を前提に、人件費に係る
15 按分率を定める際には太成会を併設団体として考慮せず、按分率は2分の
1を適用すべきとしており、控え目な算定方法として、相当と認める。）。

そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」
を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、
使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

20 キ 谷議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20、30、35、36、50、71、
72）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

25 谷議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅に政務調査
用事務所（谷事務所）を設けていた。

谷議員は、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」及び後援会の各事務所の設置場所として、平成19年度以前は谷事務所と同じ場所を届け出していたが、平成20年度以降は別の場所で届け出ている。

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

5 谷議員は、平成22年度から平成24年度において、谷事務所の人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

c 先行訴訟の判断

10 平成17年度以前の政務調査費が問題とされた第1次訴訟判決では、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」及び後援会は、谷事務所に併設されている旨認定された。

(イ) 判断

15 a 原告らは、前記ア)aの届出場所の変更後である平成22年度から平成24年度についても、引き続き谷事務所に後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」が併設されていた旨主張し、その根拠として、谷議員が、平成25年度の政務活動費に関して水道料、電話代及びFAX代については50%を計上しているところ、谷議員が第1次訴訟で提出した陳述書（甲50の10）には、平成16年度及び平成17年度当時も電話及びFAXについては50%を計上していたと主張している。

20 しかし、谷議員が、平成25年度において水道料、電話代及びFAX代について50%のみを政務活動費に計上したのは、谷事務所が自宅に設置されているためと理解することも可能であるし計上された費用の按分率に変化がないことをもって直ちにその間の併設事務所数に変化がないことまで推認できるものでもない。

25 以上によれば、原告ら主張の事実をもって、平成22年度から平成24年度において、谷事務所に後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡

第一支部」が併設されていたものと推認することはできず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はない。

- b したがって、平成22年度から平成24年度において、谷事務所に併設団体が置かれていたものとは認められないから、いまだ、谷事務所に關して政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出に使途基準に適合しない支出が含まれていることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたとはいえない。

よって、原告らの請求のうち、谷議員に係る部分には理由がない。

ク 新島議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20、31、35、36、51）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

新島議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅に政務調査用事務所（新島事務所）を設けていた。

同所には、①「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び②雄新会の各事務所も設置されていた。

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

新島議員は、平成22年度から平成24年度において、新島事務所の人件費及び事務費に關し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

(イ) 判断

上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、新島事務所に關して政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当

である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

ケ 藤山議員について

5 (ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20、32、52）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

藤山議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅とは別の場所に政務調査用事務所（藤山事務所）を設けていた。

同所には、政治資金収支報告書所定の届出のない政治団体の事務所も設置されていた。

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

藤山議員は、平成22年度から平成24年度において、藤山事務所の事務所費、人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

(イ) 判断

上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、藤山事務所に関して政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

コ 山田議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20, 33, 35, 36, 53）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

a 事務所の設置状況

山田議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅とは別の場所に政務調査用事務所（山田事務所）を設けていた。
5

同所には、①「自由民主党和歌山県紀の川市第一支部」及び②後援会の各事務所も設置されていた。

b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

山田議員は、平成22年度から平成24年度において、山田事務所の10人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政務調査費を支出した。

山田議員の收支報告書上、事務所費及び事務費については、平成21年度ないし平成23年度は按分率90%と記載されているが、平成24年度は按分したか否か明示されておらず、また、人件費については全ての年度で按分の有無は明示されていない。
15

(イ) 判断

上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、長坂事務所に関して政務調査費からなされた事務所費、人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。なお、前記認定事実によれば、年度によって事務所費及び事務費に関して按分率が明示されたものもあるが、これだけでは上記の判断を変更するには至らない。
20
25

サ 吉井議員について

(ア) 認定事実

前記前提事実、証拠（甲18～20、34～36、42、54）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

5 a 事務所の設置状況

吉井議員は、平成22年度から平成24年度において、自宅とは別の場所に政務調査用事務所（吉井事務所）を設けていた。

同所には、①後援会、②政治団体「新和政策調査会」及び③「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各事務所も設置されていた。

10 b 政務調査費及び政治資金からの支出状況

吉井議員は、平成22年度から平成24年度において、吉井事務所の
人件費及び事務費に関し、別表2の「政務調査費」欄記載の内訳で、政
務調査費を支出した。

15 (イ) 判断

上記(ア)に加え、前記1(2)に説示したところによれば、吉井事務所に関して政務調査費からなされた人件費及び事務費に係る支出のうち、別表2の「支出許容額」を超える部分については、使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実が立証されたものとみるのが相当である。そして、被告側による的確な反証がない本件では、上記「支出許容額」を超える部分、すなわち同表の「不適合支出」欄記載の各支出については、使途基準に適合しない支出であるものと認めるのが相当である。

20 (4) 小括

以上によれば、平成22年度から平成24年度まで（亡瀬井議員については平成21年度から平成24年度まで）の期間に本件各議員（谷議員を除く。）がした政務調査費の支出のうち、別表2の各「不適合支出」欄（井出議員、坂本議員については「当裁判所の判断」「不適合支出」欄）記載の部分は、いずれも

使途基準に適合しない支出であるものと認められる。

2 争点2について

(1) 前記のとおり、地方自治法、本件条例及び本件規程によれば、当該年度において交付を受けた政務調査費のうち、使途基準に適合した支出に充てられなかつた残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなるものと解される。

また、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務調査費を交付すべきものとは定めておらず、知事が年度ごとに交付の決定を行い、当該決定に基づいて四半期ごとに一定額を交付した上で、事後に収支報告書等を提出させて使途を明らかにさせ、使途基準に適合した支出に充てられなかつた残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務調査費が使途基準に適合した支出に充てられることを確保しようとするものといえる。さらに、本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務調査費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。

そうすると、以上のような本件条例の定めの下では、政務調査費の収支報告書に使途基準に適合しない支出が計上されていたとしても、当該年度において、使途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることとならない限り、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が、政務調査費を法律上の原因なく利得したということはできない。

したがって、本件条例に基づいて交付された政務調査費について、その収支報告書上の支出の一部に、使途基準に適合しないものが含まれていたとしても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務調査費の交付額を下回ることとならない場合には、当該政務調査費等の交付を受けた会派又は議員は、県に対する不当利得返還義務

を負わないものと解するのが相当であり、また、これを下回る場合にも、当該議員が県に対して負う不当利得返還義務の額は、使途基準に適合しないものの額ではなく、当該下回る額になるものと解するのが相当である（最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照）。

5

以上に反する原告らの主張は、採用できない。

(2) 以上によれば、本件各議員が和歌山県に対して不当利得返還義務を負う額は、年度ごとに、別表1の「当裁判所の判断」「未返還残余」欄（「交付額」欄記載の金額－「適合支出額」欄記載の金額＝「未返還残余」欄記載の金額）に記載のとおりである。

10

3 爭点3について

(1) 地方自治法236条1項が金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利及び普通地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものにつき5年の消滅時効期間を定めたのは、普通地方公共団体の権利義務を早期に確定させる必要があるなど、主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものであるから、同項の5年の消滅時効期間の定めは、行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権であって他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用されるものと解すべきである（会計法30条についての最高裁昭和50年2月25日第三小法廷判決・民集29巻2号143頁参照）。

15

(2) 地方自治法100条の政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

20

以上に照らすと、政務調査費は、私法上の贈与契約に基づくものではなく、公法上の原因に基づき交付されるものというべきである。そして、かかる

25

公法上の原因に基づいて交付された金員の返還を内容とする不当利得返還請求権は行政上の便宜を考慮する必要がある公法上の債権であるというべきである。よって、その消滅時効期間は5年と解するのが相当である。

これに反する被告の主張は採用できない。

- 5 (3) 和歌山県の本件各議員に対する政務調査費に係る不当利得返還請求権のうち平成21年度、平成22年度及び平成23年度（同年4月分に限る。）分である合計936万3145円（甲事件について282万0368円、乙事件について654万2777円。別表1の「当裁判所の判断」「不当利得額合計（消滅時効別）」の各該当欄の合計）については、本件の訴訟告知がされた平成28年10月1日から同月16日までに収支報告書提出日の翌日から5年が経過し、消滅時効が完成している。

4 爭点4について

- (1) 前記3のとおり、和歌山県の本件各議員に対する政務調査費に係る不当利得返還請求権の一部は時効により消滅しているから、和歌山県に同額の損害が生じているものと認められる。

そこで、この点について、平成21年度分に係る不当利得返還請求権の発生時期である平成22年3月末以降現在まで知事である仁坂知事に、過失が認められるか否かを検討する。

- (2) 前記のとおり、政務調査費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

そして、議会は、長その他の執行機関を監視する責務を負っているから、一般に、議員の行う調査研究も、その多くが執行機関に対する批判や監視という性格を帯びた内容になることも考えられる。そうすると、議員の行う調査研究そのものを執行機関が審査したり、監視したりすることは、地方自治法その他

の法制上全く予定されておらず、むしろ、執行機関が調査研究の内容に干渉する道を開くことになって不相当である。

(3) 本判決で認定する使途基準に適合しない支出は、①当該議員の同族会社に対する賃料支払と、②当該議員が政務調査事務所に関して支出した事務所費、人件費及び事務費のうち、併設事務所に関する支出に充てられたものと推認できるものであるところ、いずれも、政務調査活動と無関係な支出に充てられたことが収支報告書の記載等から明白なものではない。本件訴訟においても、使途基準に適合しない支出であると裏付ける外形的事実が立証されたことから直ちに使途基準に適合しない支出であると認定されたわけではなく、それに加えて、被告側による的確な反証活動がなされなかつたことをもって、使途基準に適合しない支出が存在するものと認定され、ひいては、不当利得返還請求権の存在が認定されたものである。

そうすると、知事において、本判決で認定した使途基準に適合しない支出であると裏付ける外形的事実について認識し得たことをもって、直ちに、本件各議員に対して、不当利得返還請求権を行使することはできず、知事において、その行使の要否及び額を適切に判断するためには、本件各議員の設置する政務調査事務所の運営実態を調査する必要がある。もっとも、かかる調査は、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査につながる可能性があり、政務調査活動に対する執行機関からの干渉と評価される危険性がある。

また、そもそも、いかなる事情があれば使途基準に適合しない支出であると裏付ける外形的事実があると判断するか否かや、当該外形的事実が認定できた場合にいかなる範囲で使途基準に適合しない支出が存在すると推認するかについては、裁判例上確立した見解が存在する訳ではない。

原告らは、仁坂知事において、先行訴訟の趣旨・内容を踏まえて、後年度の政務調査費（事務所費等）の支出が使途基準に適合しているか否かを調査確認する義務を負っていた旨主張するが、上記に述べたところに照らし、採用でき

ない。

- (4) 以上によれば、平成21年度、平成22年度及び平成23年度（4月分に限る。）の政務調査費に係る不当利得返還請求権の有無について、仁坂知事において、具体的な調査をしなかったことが、その注意義務に違反するものとまでいえず、仁坂知事において、知事として尽くすべき注意義務を怠った過失があつたということはできない。
- (5) よって、原告らの請求のうち、仁坂知事を相手方とする部分には、理由がない。

5 結論

よって、原告らの請求は、主文第1項から第12項まで記載の限度で理由があるからこれらを認容することとし、その余の請求は理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

和歌山地方裁判所民事部

15

裁判長裁判官 伊丹 恭

裁判官 五十部 隆

20

裁判官 石橋直幸

(別表1)

	議員名	年度	交付額	報告書提出日	支出額	残余额
甲事件	亡浅井修一郎	平成21年度	3,240,000	H22. 4. 26	3,248,721	
		平成22年度	3,240,000	H23. 4. 28	3,253,666	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 27	257,773	12,227
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	2,983,096	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 30	3,219,507	20,493
乙事件	井出益弘	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 28	3,330,213	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 25	360,429	
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	2,977,355	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 30	3,383,604	
	尾崎要二	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 25	3,292,467	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 27	317,907	
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	2,689,650	280,350
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 24	3,246,260	
甲事件	坂本登	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 28	2,855,165	384,835
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 12	390,813	
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	2,471,647	498,353
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 30	3,303,143	
	長坂隆司	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 28	3,664,655	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 26	197,398	72,602
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 26	2,981,442	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 30	3,429,769	
乙事件	尾崎太郎	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 28	2,652,000	588,000
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 27	171,000	99,000
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	2,502,000	468,000
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 30	3,157,741	82,259
	谷洋一	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 27	3,257,705	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 11	282,890	
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 18	2,979,302	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 9	3,258,958	
甲事件	新島雄	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 30	3,251,100	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 27	296,325	
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	2,988,876	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 26	3,255,263	
	藤山将材	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 28	3,256,530	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 27	349,544	
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	3,205,265	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 30	3,425,522	
乙事件	山田正彦	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 26	3,342,101	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 27	267,797	2,203
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	2,970,192	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 30	3,248,020	
	吉井和視	平成22年度	3,240,000	H23. 4. 18	3,444,970	
		平成23年度(4月分)	270,000	H23. 5. 12	273,414	
		平成23年度(5月分以降)	2,970,000	H24. 4. 27	3,195,255	
		平成24年度	3,240,000	H25. 4. 10	3,684,193	

当裁判所の判断			
不適合支出 (認定額)	適合支出額	未返還残余	不当利得額合計 (消滅時効別)
1,354,366	1,894,355	1,345,645	
1,385,080	1,868,586	1,371,414	
103,309	154,464	103,309	2,820,368
1,230,216	1,752,880	1,217,120	
1,455,521	1,763,986	1,455,521	2,672,641
419,777	2,910,436	329,564	
41,500	318,929	0	329,564
556,986	2,420,369	549,631	
304,102	3,079,502	160,498	710,129
893,394	2,399,073	840,927	
21,731	296,176	0	840,927
740,803	1,948,847	740,803	
899,981	2,346,279	893,721	1,634,524
398,899	2,456,266	398,899	
44,887	345,926	0	398,899
335,936	2,135,711	335,936	
366,276	2,936,867	303,133	639,069
716,254	2,948,401	291,599	
55,818	141,580	55,818	347,417
722,063	2,259,379	710,621	
915,832	2,513,937	726,063	1,436,684
435,000	2,217,000	435,000	
10,417	160,583	10,417	445,417
294,583	2,207,417	294,583	
186,250	2,971,491	186,250	480,833
0	3,257,705	0	
0	282,890	0	0
0	2,979,302	0	
0	3,258,958	0	0
930,967	2,320,133	919,867	
17,333	278,992	0	919,867
501,031	2,487,845	482,155	
1,068,998	2,186,265	1,053,735	1,535,890
1,130,671	2,125,859	1,114,141	
71,231	278,313	0	1,114,141
1,169,794	2,035,471	934,529	
1,108,682	2,316,840	923,160	1,857,689
1,004,151	2,337,950	902,050	
110,575	157,222	110,575	1,012,625
831,318	2,138,874	831,126	
974,893	2,273,127	966,873	1,797,999
1,209,412	2,235,558	1,004,442	
132,892	140,522	129,478	1,133,920
1,125,166	2,070,089	899,911	
1,229,213	2,454,980	785,020	1,684,931

(別紙)

法令の定め

1 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）

（調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等）

5 100条

1項～13項（省略）

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

2 和歌山県政務調査費の交付に関する条例（乙1，8，甲78。以下「本件条例」）

15 という。なお、書証番号は、特記しない限り、甲事件のものを指す。以下同じ。）

（趣旨）

1条 この条例は、地方自治法100条13項及び14項の規定に基づき、和歌山県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

（政務調査費の交付対象）

2条 政務調査費は、和歌山県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対して交付する。

（議員に係る政務調査費）

25 4条 議員に係る政務調査費は、月額27万円とし、毎月1日に在職する議員に対し交付する。

2項 議員が月の途中において議員の任期満了…により議員でなくなった場合における当月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

(会派等の通知)

5 6条 議長は、…政務調査費の交付を受けようとする議員について、毎年度4月
10日までに、…知事に通知しなければならない。

2項 (省略)

(政務調査費の交付決定)

10 7条 知事は、前条1項の規定による通知に係る…議員について、その年度分の政務調査費の交付の決定を行い、…当該議員に通知しなければならない。

2項 (省略)

(政務調査費の請求等)

15 8条 …議員は、前条1項の規定による交付の決定の通知を受けた後、毎四半期に属する最初の月の20日…までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2項 (省略)

3項 知事は、前二項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

20 (政務調査費の返還)

9条 (省略)

2, 3項 (省略)

25 4項 知事は、政務調査費の交付を受けた…議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、…当該…議員がその年度において行った政務調査費による支出（次条に規定する使途基準に従つて行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命

することができる。

(政務調査費の使途)

10条 政務調査費の交付を受けた…議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

5 (収支報告書)

11条 政務調査費の交付を受けた…議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を、別記様式により、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2項 (省略)

3項 議員が任期満了…により議員でなくなったときは、1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

10 (議長の調査)

12条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

15 (報告書の保存及び閲覧)

13条 11条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期日の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない。

2項 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- 20 ① 県内に住所を有する者
- ② 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

25 3 和歌山県政務調査費の交付に関する規程（本件規程）の定め（乙2）

(趣旨)

1条 この規定は、本件条例に基づく政務調査費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(政務調査費の使途基準)

5 4条 本件条例10条の規定による使途基準は、…議員に係る政務調査費については、別表第2のとおりとする。

(領収書等の写しの提出)

5条 …議員は、本件条例11条に規定する収支報告書を提出するときは、1件
5万円以上のすべての支出（…別表第2に規定する事務所費、事務費及び人件
10 費を除く。）について領収書の写し又は支払証明書の写しを提出しなければな
らない。

(収支報告書の写しの送付)

6条 議長は、本件条例11条の規定により提出された収支報告書の写しを知事
に送付するものとする。

15 (証拠書類等の整理保管)

7条 政務調査費の交付を受けた…議員は、政務調査費の支出について、会計帳
簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これら
の書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期日の末日の翌日から起算して
3年を経過する日まで保存しなければならない。

20 以上

別表第2（第4条関係）

項目	内 容
調査研究費	議員が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入等、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

亡淺井議員

平成21年度

政治資金収支報告書

政務調査費	政治団体名	政治資金収支報告書			
		期間	平成21年	平成22年	年度換算額
事務所費	事務所費 光熱水費	360,000	0	0	0
	事務所費計		0	0	0
人件費	人件費	1,320,000	840,000	780,000	0
事務費	備品・消耗品費	274,541	50,184	26,159	0
	不適合支出合計				1,354,366

(別表2)

政務調査費	政治団体名	政治資金収支報告書			
		期間	平成22年	平成23年	年度換算額
事務所費	事務所費 光熱水費	360,000	0	0	0
	事務所費計		0	0	0
人件費	人件費	1,320,000	840,000	840,000	0
事務費	備品・消耗品費	354,574	50,184	183,053	83,401
	不適合支出合計				1,385,080

政務調査費	政治団体名	政治資金収支報告書			
		期間	平成23年	年度換算額	年度換算額
事務所費	事務所費 光熱水費	30,000	0	0	0
	事務所費計		0	0	0
人件費	人件費	110,000	840,000	70,000	0
事務費	備品・消耗品費	19,050	183,053	104,266	23,943
	不適合支出合計				103,309

政治調査費		政治資金収支報告書						
		期間	平成23年	平成24年	年度換算額	平成23年	平成24年	年度換算額
事務所費	330,000	事務所費			0	0	0	0
		光熱水費			0	0	0	0
		事務所費計	0	0	0	0	0	0
人件費	1,210,000	人件費	840,000	840,000	770,000	0	0	1,980,000
		備品・消耗品費	183,053	104,266	148,102	0	0	444,424
		不適合支出合計						1,230,216

平成24年度

政治調査費		政治資金収支報告書						
		期間	平成24年	平成25年	年度換算額	平成24年	平成25年	年度換算額
事務所費	360,000	事務所費			0	0	0	0
		光熱水費			0	0	0	0
		事務所費計	0	0	0	0	0	0
人件費	1,550,000	人件費	840,000	840,000	840,000	0	0	2,400,000
		備品・消耗品費	104,266	70,060	95,715	0	0	348,315
		不適合支出合計						1,455,521

不適合支出	平成21年度から同23年4月分の合計	2,842,755
	平成23年度（5月分以後）及び同24年度の合計	2,695,737

井出謹賀

平成22年度

政務調査費	政治団体名	政治資金収支報告書											
		自由民主党紀北支部				民主党・無所属				民主ひろき			
期間	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	光熱水料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	780,240 人件費	600,000 1,380,000	700,000 840,000	840,000 60,000	60,000 160,000	85,000 60,000	60,000 70,000	60,000 70,000	60,000 70,000	317,155	465,085	1,455,660	419,777
事活費	0 事活費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不適合支出合計									465,085			
													419,777

政務調査費	政治団体名	政治資金収支報告書											
		自由民主党紀北支部				民主党・無所属				民主ひろき			
期間	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年	平成23年	年度決算額	平成22年
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	光熱水料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	78,000 人件費	1,000,000 0	63,353 610,000	0	70,000 160,000	0	13,139 50,000	0	5,000 0	5,633 255,500	1/6	31,938	46,062
事活費	0 事活費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不適合支出合計									41,500	1/7	36,500	41,500
													41,500

平成23年度(4月分)

平成23年度(5月分)窓

政治資金収支報告書										
政治団体会員 期間	自由民主党北支船			後援会			並出益品を賣てる金			合計額
	平成23年	平成24年	年度換算額	平成23年	平成24年	年度換算額	平成23年	平成24年	年度換算額	
事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	919,400	人件費	600,000	816,667	840,000	770,000	106,667	60,000	40,000	64,167
事務費	0	貿品・消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0
										343,363
										606,037
										606,037
										556,986

政治資金収支報告書										
政治団体会員 期間	自由民主党北支船			後援会			並出益品を賣てる金			合計額
	平成24年	平成25年	年度換算額	平成24年	平成25年	年度換算額	平成24年	平成25年	年度換算額	
事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	562,000	人件費	600,000	840,000	840,000	840,000	0	360,000	90,000	2,414,500
事務費	344,280	貿品・消耗品費	985,127	664,113	889,874	279,503	580,188	354,678	42,130	124,556
										120,583
										45,775
										92,283
										132,132
										102,249
										1,000,743
										1/8
										225,093
										118,187
										370,314
										304,102

当該会員の判断	
不適合支	平成22年度以降3ヶ月分の合計
出	511,147

当該会員の判断	
不適合支	平成23年度(5月分)及び2・3月の合計
出	881,083

尾崎議員

平成22年度

政治調査費		政治資金収支報告書									
期間	政治団体名	要政会			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成22年	平成23年	年度換算額	平成22年	平成23年	年度換算額				
事務所費	事務所費 0光熱水賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	976,500人件費	975,940	1,465,135	0	0	0	0	2,441,635	1/4	610,409	366,091
事務費	813,563機品・消耗品費	311,200	392,310	331,478	0	0	0	1,146,041	1/4	286,260	527,303
	不適合支出合計										893,394

平成23年度（4月分）

政治調査費		政治資金収支報告書									
期間	政治団体名	要政会			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成23年	平成23年	年度換算額	平成23年	平成23年	年度換算額				
事務所費	事務所費 0光熱水賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	50,000人件費	975,940	0	81,328	0	0	0	0	131,328	1/4	32,832
機品・消耗品費	16,982機品・消耗品費	312,310	0	32,693	0	0	0	0	49,675	1/4	12,419
	不適合支出合計										4,563
											21,731

平成23年度（5月分以降）

政治調査費		政治資金収支報告書												
政治団体名	期間	自由民主党和歌山県海草郡第二支部			要政会			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	人件費	975,940	1,122,400	931,227	0	0	0	0	0	0	1,605,727	1/4	401,432	273,068
事務費	備品・消耗品費	392,310	677,900	431,015	0	0	0	0	0	0	1,198,333	1/4	299,583	467,735
	不適合支出合計										740,803			

平成24年度

政治調査費		政治資金収支報告書												
政治団体名	期間	自由民主党和歌山県海草郡第二支部			要政会			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	人件費	1,122,400	987,010	970,019	0	0	0	0	0	0	1,930,019	0/0/1/0	482,505	477,495
事務費	備品・消耗品費	677,900	690,900	624,858	0	0	0	0	0	0	1,396,192	0/0/1/0	349,048	422,486
	不適合支出合計										899,981			

不適合支出	平成22年度及び平成23年4月分の合計	915,125
	平成23年度（5月分以降）及び平成24年度の合計	1,640,784

坂本議員

平成22年度

政治調査費		政治資金収支報告書					
期間	政治団体名	自由民主党和歌山県日高郡第一支部				後援会	
		平成22年	平成23年	年度換算値	平成22年	平成23年	年度換算値
	事務所費	0	718,000	0	538,500	0	0
	光熱水費	0	0	0	750,066	17/30	425,037
	事務所費計	0	0	0	538,500	0	0
	人件費	0	0	0	965,500	17/30	547,117
	事務費	530,370	0	0	530,370	17/30	300,543
	不適合支出合計				648,210		398,899

平成23年度（4月分）

政治調査費		政治資金収支報告書					
期間	政治団体名	自由民主党和歌山県日高郡第一支部				後援会	
		平成23年	平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値	年度換算値
	事務所費	0	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0	0
	事務所費計	0	0	0	0	0	0
	人件費	70,000	0	0	0	0	0
	事務費	80,386	0	0	0	0	0
	不適合支出合計				72,941		44,887

平成23年度（5月分以降）

政務調査費	政治資金収支報告書									
	政治団体名		自由民主党和歌山県日高郡第一支部		後援会		合計額		按分率	
	期間	平成23年	平成24年	年度換算額	平成23年	平成24年	年度換算額	支出許容額	不適合支出分	
事務所費	116,674	事務所費	0	0	0	0	0	116,674	17/30	66,115
		光熱水費	0	0	0	0	0	50,559		31,113
		事務所費計	0	0	0	0	0			
人件費	530,000	人件費	0	0	0	0	0	530,000	17/30	300,333
事務費	613,089	備品・消耗品費	0	0	0	0	0	613,089	17/30	347,417
		不適合支出合計						545,898		335,936

平成24年度

政務調査費	政治資金収支報告書									
	政治団体名		自由民主党和歌山県日高郡第一支部		後援会		合計額		按分率	
	期間	平成24年	平成25年	年度換算額	平成24年	平成25年	年度換算額	支出許容額	不適合支出分	
事務所費	120,238	事務所費	0	0	0	0	0	120,238	17/30	68,135
		光熱水費	0	0	0	0	0	52,103		32,063
		事務所費計	0	0	0	0	0			
人件費	650,000	人件費	0	0	0	0	0	650,000	17/30	368,333
事務費	603,300	備品・消耗品費	0	0	0	0	0	603,300	17/30	341,870
		不適合支出合計						595,200		366,276

当裁判所の判断

不適合支出	原告らの主張	
	平成22年度及び同23年4月分の合計	721,151
	平成23年度（5月分以後）及び同24年度の合計	1,141,098
		702,212

長坂議員

平成22年度

政務調査費		政治資金收支報告書									
	政治団体名	長坂政策研究所			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		期間	平成22年	年度換算値	平成22年	年度換算値					
事務所費	事務所費	626,005	751,925	657,485	0	0	0	1,575,816	1/4	393,954	441,505
	光熱水賃	73,408	111,265	82,872	0	0	0				
事務所費計	事務所費計	699,413	863,190	740,357	0	0	0	3,339,861	1/4	834,965	5,035
	人件費	840,000	人件費	2,294,155	2,499,861	0	0				
事務費	備品・消耗品費	481,408	367,695	358,389	365,369	0	0	846,777	1/4	211,694	269,714
	不適合支出合計										
								716,254			

平成23年度（4月分）

政務調査費		政治資金收支報告書									
	政治団体名	長坂政策研究所			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		期間	平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値					
事務所費	事務所費	751,925	0	62,660	0	0	0	139,381	1/4	34,845	32,603
	光熱水賃	111,265	0	9,272	0	0	0				
事務所費計	事務所費計	863,190	0	71,933	0	0	0	261,180	1/4	65,295	4,705
	人件費	2,294,155	0	191,180	0	0	0				
事務費	備品・消耗品費	358,389	0	29,866	0	0	0	64,501	1/4	16,125	18,510
	不適合支出合計										
								55,818			

平成23年度（5月分以降）

政治調査費		政治資金收支報告書									
	政治団体名	長坂政策研究所			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		期間	平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値			
事務所費	事務所費	751,925	788,330	698,366	0	0	0	0	1,457,463	1/4	364,366
	光熱水賃	111,265	115,166	102,968	0	0	0	0			291,763
事務所費計	事務所費計	863,190	903,496	801,334	0	0	0	0			
	人件費	2,294,155	1,151,391	1,817,284	0	0	0	0	2,642,284	1/4	660,571
事務費	人件費・消耗品費	358,389	170,133	281,459	0	0	0	0	729,773	1/4	182,443
	事務費	448,314									265,871
不適合支出合計											722,063

平成24年度

政治調査費		政治資金收支報告書									
	政治団体名	長坂政策研究所			後援会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		期間	平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値			
事務所費	事務所費	788,330	823,794	797,196	0	0	0	0	1,624,040	1/4	406,010
	光熱水賃	115,166	112,331	114,457	0	0	0	0			306,377
事務所費計	事務所費計	903,496	936,125	911,653	0	0	0	0			
	人件費	1,151,391	1,156,076	1,152,562	0	0	0	0	2,052,562	1/4	513,141
事務費	人件費・消耗品費	170,133	249,110	189,877	0	0	0	0	549,964	1/4	137,491
	事務費	360,087									222,596
不適合支出合計											915,832

不適合支出	平成22年度及び同23年4月分の合計	772,072
	平成23年度（5月分以降）及び同24年度の合計	1,637,895

尾崎議員

平成22年度

政務調査費		政治資金収支報告書									
政治団体名	期間	自由民主党和歌山県議会支部			太成会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成22年	平成23年	年度換算値	平成22年	平成23年	年度換算値				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	人件費	120,000	200,000	140,000	70,000	150,000	90,000	1,330,000	1/2	665,000	435,000
事務費	備品・消耗品費	0	0	654,817	674,372	659,706	719,706	1,339,000	1/3	239,902	0
	不適合支出合計										435,000

平成23年度（4月分）

政務調査費		政治資金収支報告書									
政治団体名	期間	自由民主党和歌山県議会支部			太成会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成23年	平成23年	年度換算値	平成23年	平成23年	年度換算値				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	人件費	50,000	200,000	0	16,667	150,000	0	12,500	79,167	1/2	39,583
事務費	備品・消耗品費	0	0	674,372	0	56,198	0	56,198	61,198	1/3	20,399
	不適合支出合計										10,417

太成会の人事費は別扱い

平成23年度（5月分以降）

政治調査費		政治資金収支報告書											
政治団体名	期間	自由民主党と群馬県議会議員会				太成会				合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0				
人件費	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費	960,000	200,000	183,333	150,000	350,000	187,500	1,330,833	1/2				
事務費	備品・消耗品費	0	0	0	674,372	530,819	582,286	637,286	1/3	212,429	0	0	0
	不適合支出合計												
										294,583			

太成会の人件費は別扱い

平成24年度

政治調査費		政治資金収支報告書												
政治団体名	期間	自由民主党と群馬県議会議員会				太成会				合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分	
		平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年					
事務所費	事務所費	5,145	1,260	4,174	960,014	736,372	904,104	0	187,229	96,066	164,438	1,331,157	1/3	
	光熱水費	0	0	0	0	0	0							
人件費	事務所費計	5,145	1,260	4,174	1,147,243	832,438	1,068,542	0	350,000	350,000	1,547,500	1/2	773,750	186,250
	人件費	960,000	200,000	183,333	150,000	350,000	187,500							
事務費	備品・消耗品費	0	0	0	530,819	523,095	528,888	0	588,888	588,888	1/3	196,296	0	0
	不適合支出合計													
										186,250				

太成会の人件費は別扱い

不適合支出	平成23年度及び同23年4月分の合計	445,417
	平成23年度（5月分以降）及び同24年度の合計	480,833

議員
谷

平成22年度

政治調査費	政治団体名	政治資金收支報告書						
		期間	平成22年	平成23年	年度換算値	平成22年	平成23年	年度換算値
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0
光熱水費	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0
事務所費計	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0
人件費	人件費	1,010,400	0	0	0	304,000	76,000	1,086,400
事務費	備品・消耗品費	408,371	0	0	0	37,337	9,334	417,705
	不適合支出合計							917,403

平成23年度（4月分）

政治調査費	政治団体名	政治資金收支報告書						合計額		
		期間	平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値	合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0			
光熱水費	光熱水費	0	0	0	0	0	0			
事務所費計	事務所費計	0	0	0	0	0	0			
人件費	人件費	48,000	0	0	0	25,333	73,333	1/3	24,444	23,556
事務費	備品・消耗品費	0	0	0	37,337	0	3,111	1/3	1,037	0
	不適合支出合計									23,556

平成23年度（5月分以降）

政務調査費	政治資金収支報告書					
	政治団体名		自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部			
期間	平成23年	平成24年	年度換算値	後援会		
事務所費	0	0	0	0	0	0
光熱水費	0	0	0	0	0	0
事務所費計	0	0	0	0	0	0
人件費	1,056,000	人件費	0	304,000	0	202,667
事務費	180,229	備品・消耗品費	0	37,337	0	24,891
						205,120
						1/3
						419,556
						636,444
						111,856
						68,373
						748,300
						不適合支出合計

平成24年度

政務調査費	政治資金収支報告書					
	政治団体名		自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部			
期間	平成24年	平成25年	年度換算値	後援会		
事務所費	0	0	0	0	0	0
光熱水費	0	0	0	0	0	0
事務所費計	0	0	0	0	0	0
人件費	979,200	人件費	0	0	0	0
事務費	266,669	備品・消耗品費	0	0	0	0
						266,669
						1/3
						326,400
						652,800
						177,779
						830,579
						不適合支出合計

63

不適合支出	原告らの主張	
	平成22年度及び同23年4月分の合計	940,959
平成23年度（5月分以後）	平成23年度（5月分以後）及び同24年度の合計	1,578,879
		0
		0

不適合支出	当裁判所の判断	
	0	0

新島議員

平成22年度

政治調査費	政治団体名	政治資金収支報告書							
		自由民主党和歌山県第三支部		雄新会		合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
期間		平成22年	平成23年	年度換算値	平成22年	平成23年	年度換算値		
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0		
	光熱水費	0	0	0	0	0	0		
	事務所費計	0	0	0	0	0	0		
人件費	人件費	886,300	1,440,000	360,000	0	0	1,246,300	1/3	415,433
事務費	備品・消耗品費	690,150	0	0	0	0	690,150	1/3	230,050
	不適合支出合計								460,100
									930,967

平成23年度（4月分）

政治調査費	政治団体名	政治資金収支報告書							
		自由民主党和歌山県第三支部		雄新会		合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
期間		平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0			
	光熱水費	0	0	0	0	0			
	事務所費計	0	0	0	0	0			
人件費	人件費	86,000	1,440,000	0	120,000	0	206,000	1/3	68,667
事務費	備品・消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合支出合計								17,333

平成23年度（5月分以降）

政治調査費		政治資金収支報告書									
政治団体名	期間	自由民主党和歌山県和歌山市第三支部			雄新会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	人件費	455,000	1,440,000	0	960,000	0	0	1,415,000	1/3	471,667	0
事務費	備品・消耗品費	751,546	0	0	0	0	0	751,546	1/3	250,515	501,031
	不適合支出合計										501,031

平成24年度

政治調査費		政治資金収支報告書									
政治団体名	期間	自由民主党和歌山県和歌山市第三支部			雄新会			合計額	按分率	支出許容額	不適合支出分
		平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値				
事務所費	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人件費	人件費	625,800	0	0	0	960,000	240,000	865,800	1/3	288,600	337,200
事務費	備品・消耗品費	1,097,697	0	0	0	0	0	1,097,697	1/3	365,899	731,798
	不適合支出合計										1,068,998

不適合支出	平成22年度及び同23年4月分の合計	948,300
	平成23年度（5月分以降）及び同24年度の合計	1,570,029

藤山議員

平成22年度

政務調査費	按分率	支出許容額	不適合支出分
事務所費	735,271	1/2	367,636
人件費	166,072	1/2	83,036
事務費	1,360,000	1/2	680,000
不適合支出合計			1,130,671

平成23年度（4月分）

政務調査費	按分率	支出許容額	不適合支出分
事務所費	55,412	1/2	27,706
人件費	7,050	1/2	3,525
事務費	80,000	1/2	40,000
不適合支出合計			71,231

平成23年度（5月分以降）

政務調査費	按分率	支出許容額	不適合支出分
事務所費	1,004,231	1/2	502,116
人件費	375,358	1/2	187,679
事務費	960,000	1/2	480,000
不適合支出合計			1,169,794

平成24年度

政務調査費	按分率	支出許容額	不適合支出分
事務所費	1,054,659	1/2	527,330
人件費	202,707	1/2	101,354
事務費	960,000	1/2	480,000
不適合支出合計			1,108,682

不適合支出	平成22年度及び同23年4月分の合計	1,201,902
	平成23年度（5月分以降）及び同24年度の合計	2,278,476

山田議員

平成22年度

政務調査費	政治団体名	政治資金収支報告書					
		後援会			合計額	按分率	支出許容額
期間	平成22年	平成23年	年度換算値	平成22年	平成23年	年度換算値	
事務所費	614,223	0	0	0	75,438	421,510	161,956
光熱水費		0	0	8,033	45,116	17,304	264,494
事務所費計		0	0	83,471	466,626	179,260	349,729
人件費	960,000	人件費	60,000	60,000	240,000	240,000	1,260,000
事務費	215,857	備品・消耗品費	0	0	68,343	148,768	88,449
							540,000
							101,435
							114,422
							1,004,151
							不適合支出合計

平成23年度（4月分）

政務調査費	政治団体名	政治資金収支報告書					
		後援会			合計額	按分率	支出許容額
期間	平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値			
事務所費	46,183	0	0	421,510	0	35,126	17,827
光熱水費		0	0	45,116	0	3,760	28,356
事務所費計		0	0	466,626	0	38,886	35,000
人件費	80,000	人件費	0	5,000	240,000	0	45,000
事務費	77,821	備品・消耗品費	0	0	148,768	0	30,073
							47,748
							110,575
							不適合支出合計

平成23年度（5月分以降）

政務調査費	政治資金収支報告書					
	政治団体名		自由民主党和歌山県紀の川市第一支部			
期間	平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値
事務所費	事務所賃	0	0	421,510	86,567	302,648
	光熱水賃	0	0	45,116	6,716	31,756
	事務所費計	0	0	466,626	93,283	334,405
人件費	人件費	60,000	0	40,000	240,000	220,000
事務費	備品・消耗品費	0	0	148,768	37,663	108,594
	不適合支出合計			320,113	1/3	106,704
						104,815
						831,318

平成24年度

政務調査費	政治資金収支報告書					
	政治団体名		自由民主党和歌山県紀の川市第一支部			
期間	平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値
事務所費	事務所賃	0	0	86,567	351,554	152,814
	光熱水賃	0	0	6,716	34,248	13,599
	事務所費計	0	0	93,283	385,802	166,413
人件費	人件費	60,000	60,000	240,000	360,000	270,000
事務費	備品・消耗品費	0	0	37,663	112,475	56,366
	不適合支出合計			238,890	1/3	77,963
						99,561
						974,893

不適合支出	平成22年度及び同23年4月分の合計	1,114,726
	平成23年度（5月分以降）及び同24年度の合計	1,806,211

吉井議員

平成22年度

政務調査費		政治資金収支報告書									
期間	政治団体名	自由民主党和歌山県有田郡第一支部					後援会				
		平成22年	平成23年	年度換算値	平成22年	平成23年	年度換算値	平成22年	平成23年	年度換算値	合計額
事務所費	198,058	事務所費	0	22,150	5,538	0	0	0	0	0	0
		光熱水賃	0	0	0	0	0	0	0	0	203,596
		事務所費計	0	22,150	5,538	0	0	0	0	0	147,159
人件費	1,096,500	人件費	800,000	800,000	0	0	0	0	0	0	484,125
事務費	627,638	備品・消耗品費	50,184	183,053	83,401	0	0	0	0	0	612,375
		不適合支出合計									449,878
											1,209,412

平成23年度(4月分)

政務調査費		政治資金収支報告書									
期間	政治団体名	自由民主党和歌山県有田郡第一支部					後援会				
		平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値	平成23年	年度換算値	合計額	按分率
事務所費	23,412	事務所費	22,150	0	1,846	0	0	0	0	0	0
		光熱水賃	0	0	0	0	0	0	0	25,258	1/4
		事務所費計	22,150	0	1,846	0	0	0	0	25,258	17,098
人件費	80,000	人件費	800,000	0	70,000	0	0	0	0	150,000	6,314
事務費	102,810	備品・消耗品費	183,053	0	15,254	0	0	0	0	37,500	42,500
		不適合支出合計								118,064	29,516
										73,294	132,892

平成23年度（5月分以後）

政務調査費	政治資金収支報告書										不適合支出分	
	政治団体名		自由民主党和歌山県有田郡第一支部		後援会		新和政策調査会		合計額	按分率	支出許容額	
期間	平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値	平成23年	平成24年	年度換算値			
事務所費	22,150	308,444	91,878	0	0	0	0	0	0	263,179	1/4	65,795
光熱水費	0	28,547	7,137	0	0	0	0	0	0	0		98,370
事務所費計	22,150	336,991	99,014	0	0	0	0	0	0	0		
人件費	880,000	人件費	345,000	646,250	0	0	0	0	0	1,526,250	1/4	381,563
事務費	785,468	備品・消耗品費	183,053	483,736	242,969	0	0	0	0	1,028,437	1/4	257,109
												528,359
												1,125,166

平成24年度

政務調査費	政治資金収支報告書										不適合支出分	
	政治団体名		自由民主党和歌山県有田郡第一支部		後援会		新和政策調査会		合計額	按分率	支出許容額	
期間	平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値	平成24年	平成25年	年度換算値			
事務所費	308,444	312,880	324,553	0	0	0	0	0	0	537,717	1/4	134,429
光熱水費	28,547	34,541	30,046	0	0	0	0	0	0	0		48,689
事務所費計	336,991	407,421	354,599	0	0	0	0	0	0	0		
人件費	960,000	人件費	345,000	334,735	0	0	0	0	0	1,294,735	1/4	323,684
事務費	882,702	備品・消耗品費	483,736	433,893	471,275	0	0	0	0	1,353,977	1/4	338,494
												544,208
												1,229,213

不適合支出	平成22年度及び同23年4月分の合計	1,342,304
	平成23年度（5月分以後）及び同24年度の合計	2,354,379

これは正本である。

令和元年9月20日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官 馬場 夢乃水

